

### 消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明

地方創生が重要政策として位置づけられ、政府は、「まち・ひと・しごと創生本部」を内閣に設置しているが、その中の「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、政府関係機関の地方移転の検討が行われている。そして、現在、徳島県からの提案を受けて、消費者庁および国民生活センターの同県への移転が具体的に審議されている。

しかし、消費者庁および国民生活センターが果たす機能からして、両機関の地方移転について、当会はこれに強く反対する。

政府関係機関移転の取組は、「東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における『しごと』と『ひと』の好循環を促進することを目的とする」ものであるが、有識者会議は移転の提案として受け付けられないものとして、官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関に係る提案、移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案を挙げている。このような提案による移転は、地方創生を促すどころか、その機関本来の機能を失わせてしまい、国全体としての大きな損失となるからである。そして、消費者庁および国民生活センターの地方移転は、まさにそのような受け入れられない提案の典型である。

消費者庁は、2007（平成19）年に発覚した食品偽装問題や2008（平成20）年1月に発覚した中国産冷凍餃子への毒物混入事件など重大な消費者問題の発生をきっかけに、消費者問題への対応強化の必要性が認識され、同年6月27日の閣議決定「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」を経て、2009（平成21）年9月に発足した。同基本計画は、従来の消費者行政が産業振興から派生した縦割りであったことを問題視し、消費者行政を一元化する新組織の創設を掲げ、新組織が消費者・生活者が主役となる社会への転換の起点となり、消費者行政の司令塔的役割を果たすべきことを宣言した。

この基本計画を受けて発足した新組織たる消費者庁は、まさに消費者行政の一元化を遂行する任務を負うこととなった。具体的には、消費者問題は国民生活のありとあらゆる場面に存在し、各問題に関わる多数の省庁と密接な連携を図って業務を遂行することが必要である。また、消費者行政の総合調整権限として閣議決定たる消費者基本計画を実行するため、司令塔的立場から官邸、関係省庁や国会との直接協議を行い、消費者関連法の立法や改正についても各省庁との調整・協議が必要である。更に、消費者安全に関する重大事故発生という緊急時には官邸と一体となった緊急対応が課せられ、実際、冷凍食品の農薬混入事件で迅速な対応がなされている。

このように消費者庁は、その果たすべき消費者行政一元化という目的からして、そもそも各省庁から離れた地方への移転ということになれば日常業務が機能不全に陥り、日本の消費者行政が大きく後退し、国民の権利、生活の安全が脅かされることはもちろん、緊急事態においては消費者の生命身体に危険を及ぼすような事態を招きかねないことが明らかである。

また、国民生活センターは、消費者基本法第25条に定められた消費者行政の中核的実施機関であり、消費者庁と連携して諸問題を検討して関連省庁に意見を述べたり、地方消費者行政を支援し、消費者・事業者・地方自治体・各省庁に情報提供を行う機関であって、同センターもまた十分な機能を果たすために各省庁に近接する位置で密接に連携しなければ立ち行かないのである。

以上からすれば、消費者庁および国民生活センターともに上記有識者会議が示す移転の提案を受け付けられない機関に該当することは明らかであり、消費者庁移転が認められるということとはあってはならない。

2015年12月15日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

### 夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等に関し、最高裁判決を受けて民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明

昨日（12月16日）、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏を強制する民法750条について「家族の呼称を一つに定めることには合理性がある」として憲法13条・14条・24条のいずれにも違反しないと判断した。

一方、女性の再婚禁止期間を定める民法733条については「100日超過部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すもの」としたうえで、憲法14条1項・24条2項に違反するとしたものの、この違憲規定を放置してきた国会の立法不作為については「婚姻及び家族に関する事項については、その具体的な制度の構築が第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられる」とし、違法とまではいえないとした。

当会はこれまで両規定について人権侵害ないし不合理な差別であることを指摘し、速やかに民法改正を求める声明を出してきた（2010年3月4日「民法（家族法部分）の早期改正を求め

る会長声明」、2013年9月5日「民法（家族法）の改正を求める会長声明」、2015年3月2日「夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等の民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明」など）。

このたびの最高裁判決が民法733条の違憲性を明らかにしたことは当会の主張と合致するものとして高く評価できる。しかし、そうでありながら、この違憲の法律を改正しなかった国会の責任を不問としたことは、判断を誤ったものであり不当である。

また同じ日の最高裁判決で、夫婦同氏強制を定める民法750条について合憲としたことは、極めて不当であり、国内のみならず世界的にも驚愕と批判にさらされることになる。当会で繰り返し指摘してきたとおり、民法750条が夫婦に同氏を強制する結果、96.1%の夫婦において妻が改氏するという異常な実質的不平等が生じている上（2014年厚生労働省人口動態統計）、改氏を余儀なくされることにより生じる不利益は甚大である。

氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成するものであるから（最高裁昭和63年2月16日判決）、自己の生来の氏が婚姻後使用できなくなることは、明らかな人権侵害である。これは人権侵害の問題なのであって、決して大法廷の多数意見のように、氏の変更に伴う「不利益」について「氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るもの」として済ますことのできる問題ではない。

1996年に法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」において、男女ともに婚姻年齢を満18歳とすること、選択的夫婦別氏制度を採用し、再婚禁止期間については見直すことなどを内容とする民法改正案を答申してから19年が経過した。また、これら各規定については、女性差別撤廃委員会等からも繰り返し法改正をすべきとの勧告を受けてきた。同委員会は、2009年、2011年及び2013年には、女性のみにも課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする法改正のために早急な対策を講じるように要請するに至っている。

判決では民法750条について、多数意見では合憲と判断されたが、15名の裁判官のうち5名（女性裁判官3名すべてが含まれる）はその意見において「憲法24条に違反する」と明言した。いずれも、問題となっているのは夫婦同氏の合理性ではなく、

それに例外が許されないことの合理性であるとの確に指摘した。岡部喜代子裁判官は違憲の理由として女性の社会的・経済的・家庭生活における立場の弱さに言及し、「夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用している」とし、その点に配慮しないまま夫婦同氏に例外を設けないことは、「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とは言えない」と多数意見を厳しく批判し、国に対して法改正を求めるものであった。また、山浦善樹裁判官は前述の法制審議会答申以降の相当期間を経過しても国会が改廃等の立法措置を怠っていたものとして、国家賠償法上も違法であると踏み込んだ意見を述べている。

多数意見も民法750条は合憲としながらも選択的夫婦別氏制度を採用するか否かを含め「国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならない」として、国会にボールを投げた格好となった。

当会は、国に対し、両規定を含む民法の家族法の差別的な各規定とそれに関連する法令を速やかに改正するよう、重ねて強く求めるものである。

2015年12月17日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

## 死刑執行に抗議する会長声明

去る12月18日、東京拘置所及び仙台拘置所で各1名ずつ死刑が執行された。岩城光英法務大臣が就任してから初の死刑執行であり、第2次安倍内閣以降は今年6月以来8回目で、合わせて14人になる。

東京で執行されたのは、川崎アパート3人殺害事件といわれる事件で、2009年5月に発生した事件であり、検察が起訴前に精神鑑定を実施した事件である。裁判員裁判の対象事件となり、2010年公判前手続を経て2011年6月に死刑判決を受け、弁護団は控訴を行ったが、被告人自身が控訴を取り下げて死刑判決が確定した事件である。裁判員裁判で死刑判決を受け、死刑が執行されたのは初めてのことである。

仙台で執行されたのは、2006年7月に発生した事件であり、裁判の途中から被告人は無罪を主張していた事件である。

いずれの事件も、死刑を執行して問題がないのか、慎重の上にも慎重に判断されなければならない事件である。

死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪い去るという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、140か国以上の国が既に死刑を廃止又は停止している。死刑を存置している国は58か国あるものの、2014年に実際に死刑を執行した国はさらに少なく、日本を含め22か国であった。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみであるが、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止、米国の19州は死刑を廃止しており、さらに、昨年、今年とワシントン州、ペンシルベニア州の各知事が死刑執行の停止を表明してい

る。もはや、この3か国で死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。

さらに、記憶に新しいところでは、2014年3月、静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。現在、東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが、もし死刑が執行されていたならば、まさに取り返しのつかない事態となっていた。これらは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものである。世論においても、かつてないほど死刑の存廃についての関心が高まっている。

こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告している。

さらに、日本では殺人事件、強盗殺人事件等重大事件が顕著に減少しており（年間1000件位）、先進国の中でも最も安全な国の一つになっている。

この度の死刑執行が、かかる世論や世界及び日本の情勢を踏まえて熟考の上、なされたものであったのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議し、あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2015年12月21日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

## 司法修習生に対する給付型の経済的支援を求める会長声明

司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）については、この間、日本弁護士連合会・各弁護士会に対して、与野党を問わず、多くの国会議員から賛同のメッセージが寄せられているが、先日、同賛同メッセージの総数が、衆参両院の合計議員数717名の過半数である359名を超えた。

まずはメッセージをお寄せいただいた国会議員の皆様に対し感謝の意と敬意を表するものである。

司法制度は、社会に法の支配を行き渡らせ、市民の権利を実現するための社会的インフラである。司法修習は、裁判官、検察官及び弁護士という法曹が公共的に重要な役割を担うことから、国が司法試験合格者に対し、統一した専門的な実務研修を命ずるものであり、司法修習生は、法曹としての実務に必要な能力を習得し、高い識見・倫理観や円満な常識を養うため、修習に専念すべき義務を負っている。つまり、司法修習は、三権の一翼を担う司法における人材養成の根幹をなす制度であり、かかる制度は本来公費をもって行うことが国の責務である。

このような司法修習の重要性に鑑み、我が国では、終戦直後から司法修習生に対し給与が支払われてきた（給費制）。しかし、2011年11月から、給費制は廃止され、修習期間中に費用が必要な修習生に対しては、修習資金を貸与する制度（貸与制）に変更された。司法試験合格者は、大学や法科大学院における奨学金の債務を負っている者も多く、その合計額が1000万円を超える者も少なくない。そのような合格者にとって、法曹養成課程の最後の段階である司法修習においてさらに約300万円の貸与を受けることは、経済的のみならず精神的にも大きな負担となる。実際に、このような経済的負担を考え、司法修習を断念した者も出てきている。

法曹を目指す者は、年々減少の一途をたどっているが、こうした重い経済的負担が法曹志望者の激減の一因となっている

ことは明らかである。

こうした事態を重く受け止め、法曹に広く有為の人材を募り、法曹志望者が経済的理由によって法曹への道を断念する事態が生ずることのないよう、また、司法修習生が安心して修習に専念できる環境を整えるため、法科大学院改革等の諸課題に先立ち、司法修習生に対する給付型の経済的支援（修習手当の創設）が早急に実施されるべきである。

2015年6月30日、政府の法曹養成制度改革推進会議が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」との一節が盛り込まれた。

これは、司法修習生に対する経済的支援の実現に向けた大きな一歩と評価することができる。法務省、最高裁判所等の関係各機関は、有為の人材が安心して法曹を目指せるような希望の持てる制度とするという観点から、司法修習生に対する経済的支援の実現について、直ちに前向きかつ具体的な検討を開始すべきである。

当会は、司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）に対し、国会議員の過半数が賛同のメッセージを寄せていること、及び、政府においても上記のような決定がなされたことを踏まえて、国会に対して、給付型の経済的支援（修習手当の創設）を内容とする裁判所法の改正を求めるものである。

2016年1月20日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭